

パブリックコメント説明資料

大崎生涯学習センター 使用料の改定について (案)

令和7年4月25日

大崎地域広域行政事務組合教育委員会

大崎生涯学習センターでは、昨今の施設の維持及び運営に係る諸経費の上昇を踏まえ、コスト算定と適正な受益者負担の考え方に基づいて、自主財源確保及び持続可能な運営体制の確立を目的に、多目的ホール、みんなの部屋及び研修室等の使用料改定並びに冷暖房料等の設備器具等使用料の改定を令和8年4月から実施することを検討しています。

1 使用料の見直しの背景

- 大崎生涯学習センターにおける使用料の改定は、令和元年10月に実施して以来、コロナ禍の影響もあって、5年間据え置きとしてきました。
- 昨今、燃料費や物価が上昇するとともに施設の経年劣化に伴う維持補修の経費が増大している現状にあり、施設の維持に係るコスト算定と適正な受益者負担の考え方を踏まえて、使用料を見直すことを検討しています。
- なお、プラネタリウム観覧料については、近隣類似施設の動向を踏まえて観覧料を現行料金据え置きとし、なお一層の利用拡大を図りつつ歳入確保に努めます。

2 使用料の見直しの必要性

- 大崎生涯学習センターの運営経費は、使用料や観覧料のみで賄うことはできず、不足分は、大崎圏域（大崎市・色麻町・加美町・涌谷町・美里町）の税金を原資とする負担金など公費で賄われています。つまり、不足分については、大崎生涯学習センターを利用しない方を含む大崎圏域住民全体で負担していただいている状況にあります。
- したがって、使用料は、利用する方と利用しない方の均衡を考慮し、負担の公平性を確保しなければなりません。
- 使用料は、行政サービスへの対価としてサービスを利用する方が受けた利益に対して支払っていただくものです。
- 昨今、物価高騰や施設の維持補修の経費が増大している現状にあります。施設の維持経費の算定と適正な受益者負担の考え方を踏まえて、使用料を見直す必要があります。

3 見直しにあたっての4つのポイント

(1) 見直し基本方針

「令和4年度大崎市使用料・手数料見直し基本方針」に準拠し、施設利用する方としない方の負担公平性を踏まえ、受益者負担割合を原則50%に設定します。ただし、住民生活や教育活動に悪影響が生じないよう、改定上限率を原則50%に設定するものとします。

(2) 原価算定方式によるサービスコストの算定

施設運営を行う上で、本来どれだけのコストがかかっているか、貸館業務を行う上での人件費や物件費、減価償却費を算定し、使用料の改定根拠とします。

(3) 前回改定当時からのコスト上昇分の算定

光熱費が、前回改定時から、どれだけ上昇したかを算定し、冷暖房使用料の改定根拠とします。

(4) 貸館規定の見直し

大崎圏域住民の生涯学習振興を第一優先とし、圏域内と圏域外の団体等の使用料区分を新設します。

4 使用料の種類と根拠法令

(1) 使用料

多目的ホール，みんなの部屋，視聴覚室，スタジオ，伝統文化室，研修室 1，研修室 2，メディア研修室を利用する方に，「使用料」を負担していただいています。

⇒根拠法令：大崎生涯学習センター条例第 8 条

(2) 設備器具等使用料

ビデオプロジェクターやピアノ等の設備器具や冷暖房を使用する際の「設備器具等使用料」を利用する方に負担していただいています。

⇒根拠法令：大崎生涯学習センター条例施行規則第 7 条

5 原価算定方式によるサービスコストの算定

使用料の改定にあたっては、施設貸館に係る各種サービス提供に要する経費の積み上げにより総費用の算定を行いました。その内訳は、次のとおりです。

(1) 人件費

受付業務や施設の準備貸出、保守管理事務の処理等に係る時間を明らかにし、直近の人件費の平均単価を乗じて算定しました。

(2) 物件費

需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費）、委託料（施設管理委託料等）、使用料及び賃借料（事務機器のリース料等）、備品購入費、報償費のうち貸館に係るもの。

(3) 維持補修費

当該施設の修繕料、維持補修費。

(4) 減価償却費

建物と備品を対象とし、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」に基づき、建物は50年、器具及び備品は15年として減価償却費を算定。

6 コストの受益者負担割合の考え方

行政サービスの使用料は、サービスの性質に応じて、その負担割合を設定しなければなりません。

生涯学習センターの施設及びサービスの性質は、「令和4年度大崎市使用料・手数料見直し基本方針」に準拠して、受益者負担割合を原則50%とします。

受益者負担割合 ≡ コストの50%

* ここでは、貸館に係る総費用のうち、本来、利用者に負担をいただくべきコストを「サービスコスト」と呼ぶこととします。

7 使用料の改定の概要（その1）

- 基本方針にそった考え方では、コスト計算に基づき50%増の使用料引き上げが必要な状況です。基本的には、本来のコストに見合った負担をお願いする観点から、50%程度の引き上げを伴う使用料の改定となります。
- しかし、大崎圏域住民の生涯学習振興に配慮するとともに、大崎圏域内の社会教育類似施設の使用料との均衡を図る観点から、大崎圏域の団体等が利用する場合は、おおむね20%程度の引き上げに抑えます。
- 一方で、大崎圏域外の団体等が利用する場合は、本来のコストに見合った負担をお願いする観点から、50%程度の値上げを伴う使用料の改定となります。

7 使用料の改定の概要（その2）

- 多目的ホールの使用料は、午前及び午後の使用料を同一料金とし、見直し幅は、午後の使用料を基準としました。また、土曜日及び日曜日・祝日の使用料を同一料金とし、見直し幅は、土曜日の使用料を基準としました。
- そのため、曜日・時間によっては、改定上限率を超えた引き上げとなる場合や引き下げになる場合があります。
- 大崎圏域内の団体が使用する場合はおおむね20％程度の引き上げ、大崎圏域外の団体が使用する場合は、50％程度の引き上げで算出しました。
- メディア研修室の使用料は、大崎圏域内・大崎圏域外ともに、現行料金据え置きで算出しました。
- 夜間の使用料は、午前・午後に対して職員人件費相当額を加えた金額で算出しました。

8 使用料の算定方法

原価算定方式で積み上げたコストは、サービスコストとして、受益者負担割合の考え方に基づいて**公費50：受益者50の割合で負担**していただきます。

ただし、急激な使用料引き上げに、住民の生活や教育活動に悪影響が生じないように、「令和4年度大崎市使用料・手数料見直し基本方針」に準拠し、**改定上限率を原則50%**に設定します。

また、大崎圏域内外の類似施設がある場合、他の料金とのバランスを踏まえて料金の設定を行う必要があります。

見直し後の使用料 = ガス・電気，維持経費実費

激変緩和措置で，原則1.5倍を上限

圏域内外類似施設の料金とのバランス

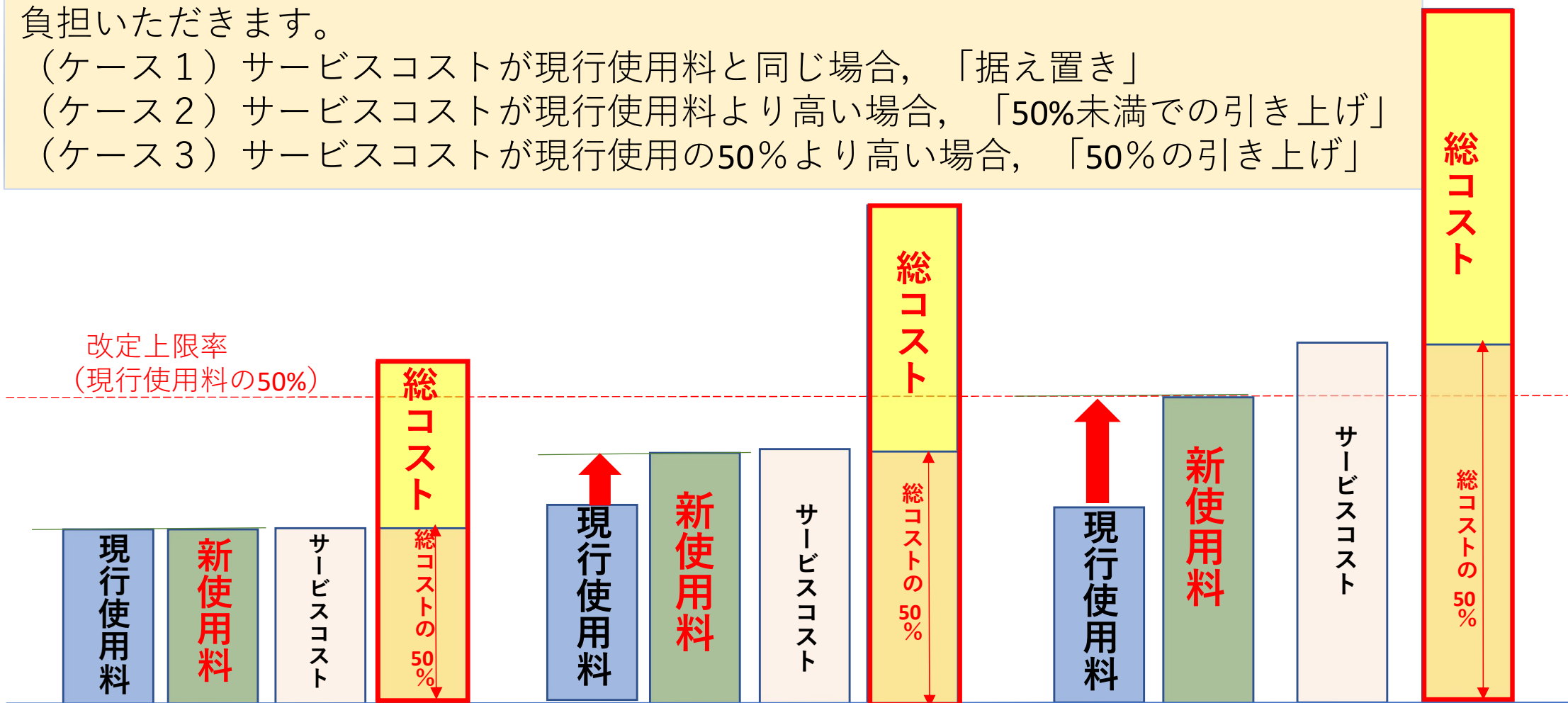
使用料算定方法（図解）

基本的には、総コストの原則50%（サービスコスト）を「使用料」として負担いただきます。

（ケース1）サービスコストが現行使用料と同じ場合、「据え置き」

（ケース2）サービスコストが現行使用料より高い場合、「50%未満での引き上げ」

（ケース3）サービスコストが現行使用の50%より高い場合、「50%の引き上げ」



ケース1
「据え置き」

(メディア研修室)

ケース2
「上限50%未満での引き上げ」
(メディア研修室以外。
ただし大崎圏域内)

ケース3
「上限50%での引き上げ」
(基本的に大崎圏域外)

9 使用料改定案 大崎圏域内（多目的ホール）

施設名	曜日	区分	現行料金（円） <A>	改定案（円） 	改定幅 （円） <B-A>	改定率 （%）
多目的ホール	平日	午前・午後	10,200 (午前 7,000)	12,200	2,000	19.6
		夜間	13,500	14,600	1,100	8.1
	土曜日	午前・午後	12,500 (午前 8,000)	14,800	2,300	18.4
		夜間	16,900	17,700	800	4.7
	日曜 祝日	午前・午後	13,500 (午前 9,100)	14,800	1,300	9.6
		夜間	18,000	17,700	▲ 300	▲ 1.7

※午前は9：00～13：00の4時間、午後は13：00～17：00の4時間、夜間は17：00～21：00の4時間の時間区分です。

※午前と午後は同一料金としました。

※土曜と日曜・祝日は同一料金としました。

9 使用料改定案 大崎圏域内（多目的ホール以外）

施設名	区分	現行料金（円） <A>	改定案（円） 	改定幅 （円） <B-A>	改定率 （%）
みんなの部屋	午前・午後	1,600	1,900	300	18.8
	夜間	4,500	5,400	900	20.0
みんなの部屋（展示）	全日	2,100	2,500	400	19.0
研修室 1，研修室 2， 視聴覚室，伝統文化室， スタジオ	午前・午後	1,100	1,300	200	18.2
	夜間	3,300	3,900	600	18.2
メディア研修室	午前・午後	3,000	3,000	0	0.0

9 使用料改定案 大崎圏域外（多目的ホール）

施設名	曜日	区分	現行料金（円） <A>	改定案（円） 	改定幅 （円） <B-A>	改定率 （%）
多目的ホール	平日	午前・午後	10,200 (午前 7,000)	15,300	5,100	50.0
		夜間	13,500	18,300	4,800	35.6
	土曜日	午前・午後	12,500 (午前 8,000)	18,600	6,100	48.8
		夜間	16,900	22,200	5,300	31.4
	日曜 祝日	午前・午後	13,500 (午前 9,100)	18,600	5,100	37.8
		夜間	18,000	22,200	4,200	23.3

※午前は9：00～13：00の4時間、午後は13：00～17：00の4時間、夜間は17：00～21：00の4時間の時間区分です。

※午前と午後は同一料金としました。

※土曜と日曜・祝日は同一料金としました。

9 使用料改定案 大崎圏域外（多目的ホール以外）

施設名	区分	現行料金（円） <A>	改定案（円） 	改定幅 （円） <B-A>	改定率 （%）
みんなの部屋	午前	1,600	2,400	800	50.0
	夜間	4,500	6,700	2,200	48.9
みんなの部屋（展示）	全日	2,100	3,150	1,050	50.0
研修室 1，研修室 2， 視聴覚室，伝統文化室， スタジオ	午前	1,100	1,600	500	45.5
	夜間	3,300	4,900	1,600	48.5
メディア研修室	午前・午後	3,000	3,000	0	0.0

10 設備器具等使用料の改定の概要

- 光熱水費の上昇及び設備の減価償却費を踏まえて使用料を算出しました。
- ガス空調を使用した多目的ホール，みんなの部屋の冷暖房料は約30%引き上げで算出しました。
- 研修室やメディア研修室等の研修棟の冷暖房料は約25%引き上げで算出しました。
- 維持費用に増減がない金屏風，16ミリ映写機，ビデオプロジェクター及びピアノの使用料は現行料金据え置きで算出しました。
- 設備器具等使用料は，大崎圏域内・大崎圏域外ともに同一料金で算出しました。

1 1 設備器具等使用料の算定の方法

ビデオプロジェクターやピアノ等の設備器具や冷暖房の使用料は、ガスや電気等の光熱費や設備の減価償却費、維持経費などの実費によらなければなりません。

光熱費が、前回改定時から、どれだけ上昇したかを算定し、冷暖房使用料の改定根拠とし算出しました。

1 2 設備器具等使用料改定案 大崎圏域内外共通

設備器具	現行料金 (円) < A >	改定案 (円) < B >	改定幅 (円) < B-A >	改定率 (%)
金屏風	920	920	0	据え置き
16ミリ映写機	380	380	0	据え置き
ビデオプロジェクター	380	380	0	据え置き
ピアノ	2,200	2,200	0	据え置き
冷暖房料	現行料金 (円) < A >	改定案 (円) < B >	改定幅 (円) < B-A >	改定率 (%)
多目的ホール	2,550	3,300	750	29.4
みんなの部屋	120	160	40	33.3
視聴覚室	120	150	30	25.0
スタジオ	120	150	30	25.0
伝統文化室	120	150	30	25.0
研修室1	120	150	30	25.0
研修室 2	120	150	30	25.0
メディア研修室	120	150	30	25.0

1 3 改定に向けたスケジュール

令和 6 年	1 2 月	教育委員会定例会（改定方針審議）
令和 7 年	4 月	教育委員会定例会（改定案審議）
	5 月	利用者説明会（方針の周知） パブリックコメント実施（意見集約）
	8 月	教育委員会定例会（規則改正案審議）
	1 0 月	組合議会臨時会（条例改正案審議議決）
	1 1 月	住民への周知・広報（～令和 8 年 3 月）
令和 8 年	4 月	施行（4 月 1 日）

1 4 利用者説明会及びパブリックコメント

令和 7 年 5 月に，使用料改定に係る利用者説明会とパブリックコメントを実施します。

<使用料改定に係る利用者説明会>

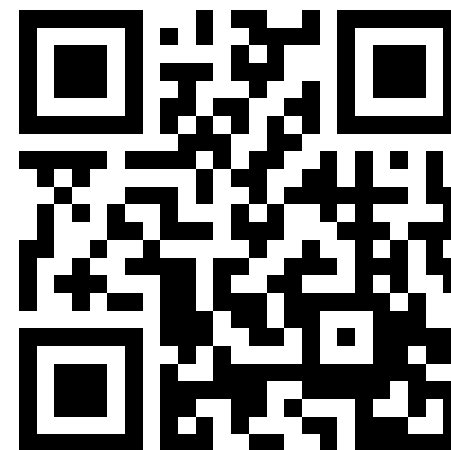
- 第 1 回 5 月 9 日（金）1 9 時～
- 第 2 回 5 月 1 7 日（土）1 0 時～
（大崎生涯学習センター研修室にて）

<パブリックコメント>

- 5 月 1 日（木）～3 1 日（土）

皆様からのご意見をお待ちしています。

詳細は，館内の掲示，事務室前に配架している資料，大崎地域広域行政事務組合のウェブサイトをご覧ください。



<http://www.osakikoiki.jp/>

担当課：大崎地域広域行政事務組合教育委員会事務局総務課

〒989-6136 大崎市古川穂波三丁目4-20 大崎生涯学習センター内

電 話 0229-91-8611 F A X 0229-91-8264